第百十三号	第九十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十七号	第九十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十八号	第九十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百二十二号	第百一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百八十一号	第百五十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

第百十一号	第九十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十五号	第九十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十六号	第九十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百二十号	第百一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十七号	第百五十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

附　則

この告示は、令和八年九月三十日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定（同項の表協定規則第百七十八号の項の次に二項を加える部分に限る。）、同告示第六十七条の六の次に二条を加える改正規定、同告示第百四十五条の六の次に二条を加える改正規定、同告示第二百二十三条の六の次に二条を加える改正規定、同告示別添百三十三の次に二別添を加える改正規定、第二条の規定、第三条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第五十一条の六の次に二条を加える改正規定、第四条の規定並びに第五条の規定は、令和八年十月二十日から施行する。